

休憩時間中の災害

問 当社の労働者が、昼休憩中に自宅に一度帰宅してそこで昼食をとり、再度職場へ向かう途中に負傷しました。このような場合に

とのことでした。

以上のご質問にお答えする前に、まずは「休憩時間中の災害」についてご説明したいと思います。

「休憩時間」というのは、労働者は原則として自由行動を許されているわけですが、休憩時間後の就業が予定されており、事業主の管理下（事業場施設内）において行動している限りでは、事業主の支配下を離れていない状況となります。

したがって、たとえ休憩時間中であっても、事業主の管理する施設下にある限り、なお事業主の支配下にあるとみることができ、その点では業務遂行性があるといえますが、休憩時間中は原則として自由行動が許されているため、その間の個々の行為それぞれは私的行為となります。

しかし、実際には休憩時間中の個々の行為には、それ自体としては私的行為であっても、もし就業中であつたならば業務行為に含まれたであろうとみられるような、作業と関連のある各種の必要行為、合理的行為等があります。このような行為は、一見それ自体は私的

行為とみられるものであつても、なお事業主の支配下にある限り、事業主の支配下にあることに伴う行為として業務に付随する行為とみるのが相当であり、このような行為に際して発生した災害については、就業中の災害の場合に準じ、業務起因性について反証がなく、かつ、業務起因性を認めることが経験則に反しない場合には、特に



施設の欠陥等に起因するとの積極的証明を待つまでもなく業務上とすることが一般的です。

なお、業務付随行為とみるべき行為以外の積極的な私的行為（例えばキャッチボール等）を行つている場合には、その間に発生した災害については、施設（又はその管理）の状況（欠陥等）に起因することが証明されない限り、一般に業務起因性を認めることはでき

ません。

では、休憩時間中に事業主の管理する施設下を離れて、私用で外出した場合はどうでしょうか。

この場合は、既に事業主の支配下を離れていることになるため、その間の災害に業務起因性を認めることはできません。

それでは、最初の質問に戻りましょう。

今回のご質問では、昼休憩の時間を利用して、所定就業場所を離れて自宅に帰宅していることから、事業主の管理下にあるとはいえず、業務災害には該当しません。しかし、午後の勤務のため再度出勤しようとした際の負傷であり、以下の要件をすべて満たす場合には、通勤災害として認められます。

(1) 業務に就くため又は業務を終えたことによる住居と就業の場所との往復行為であること。

(2) 往復行為が「合理的な経路」により行われるものであること。

(3) 往復行為中に通勤とは関係ない目的で合理的な経路を逸脱し、または通勤経路を中断し、通勤とは関係ない行為を行う等の「逸脱・中断」の行為のないこと。た

だし、当該逸脱・中断が日常生活上必要な行為であつて厚生労働省令で定めるものをやむを得ない事由により最小限度の範囲で行う場合には、当該逸脱・中断の間を除き、合理的な経路に復した後は、再び通勤と認められる。

(4) 往復行為中に発生した災害が業務災害と解されないものであること。

以上より、本件では、上記(1)については、午前の業務を終了し、昼の休憩時間に就業まで相当な間隔があつたため食事のために帰宅し、再度業務に就くため出勤途上災害が発生したもので、就業との関連性が認められ、住居と就業の場所との往復行為と考えられます。次に(2)及び(3)については、通常の合理的な通勤経路上で発生したもので、経路、手段とあわせて合理的なものであり、災害発生時刻までの所要時間も適当であり、出勤途上での中断逸脱等の行為も認められません。また、上記(4)については、昼休みを利用して自宅で昼食をする目的であつて、業務の性質を有する往復行為とは解されないことから、本件は通勤災害に該当するものと考えられます。

イラスト・源 安孝



も労災保険の対象となりますか。

答 詳細を確認したところ、被災者の休憩時間は12時から13時まで。被災者の自宅は事業場から徒歩10分ほどの距離にあり、災害当日は、昼食を終えて12時45分頃、再度通常の通勤経路を使って徒歩で職場へ向かう途中に転倒して負傷した